



国海安第49号
平成23年5月27日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長
久保田 秀夫



船舶設備規程等の一部改正について（通知）

下記の省令等の一部改正が平成23年5月31日に公布される予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- ・船舶設備規程（昭和9年通信省令第6号）
- ・船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）
- ・船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
- ・船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）
- ・海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（平成22年国土交通省令第62号）
- ・航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）



船舶設備規程等の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止及び海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、我が国も同条約の締約国となっている。同条約は、海難の発生状況その他の社会情勢の変化に対応するため、国連の専門機関である国際海事機関（IMO）において、適宜改正等の審議が行われている。

今般、航海当直船員の居眠り等による事故の状況に鑑み、平成21年6月にIMOにおいて、旅客船及び総トン数150トン以上の旅客船以外の船舶について、船橋航海当直警報装置（以下「BNWAS^{*}」という。）の搭載義務付け等に関するSOLAS条約附属書改正案が採択された。我が国においても、改正内容を担保するため、船舶設備規程等において所要の改正を行う。

※BNWAS：Bridge Navigational Watch Alarm System

居眠り等当直者の異常を感知した場合、船橋、船長室等に警報を鳴らすことにより、事故を防ぐシステム

2. 改正の概要

(1) BNWASの搭載義務化

対象船舶^{*}に、順次BNWASの搭載を義務付ける。

※搭載義務対象船舶及び適用日並びに搭載する装置の種類は別紙参照。

(2) 船長に対する作動義務

船長に対し、航行中（漁ろう中、漂泊中を含む。）のBNWASの常時作動を義務付ける。（ただし、平成23年7月1日前に搭載した装置の性能上、常時作動できないやむを得ない事由（前進時のみ作動、低速時非作動等）がある場合を除く。）

3. 改正予定法令

○船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）

対象船舶に、順次BNWASの搭載を義務付けること等を規定。

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（平成22年国土交通省令第62号） 現有の国際証書が有効とみなされる期限を規定。

○船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）

船長に対する、航行中におけるBNWASの常時作動義務を規定。

○船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）

製造に係る予備検査を受けることができる物件にBNWASを追加。

○船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）

型式承認及び検定を受けることができる物件にBNWASを追加。

○航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）

船舶に搭載するBNWASが満たすべき性能要件を規定。

4. スケジュール

公 布 : 平成23年5月31日
施 行 : 公布の日

○規制適用対象船舶及び適用日

新造船：2011年7月1日以降に建造された船舶

総トン数		0トン	150トン	500トン	3000トン	
国際航海に従事する船舶	旅客船	新造時(2011年7月1日以降)				
	旅客船以外					20トン
国際航海に従事しない船舶	旅客船					
	旅客船以外					

(注)二時間限定沿海船等を除く。

現存船：2011年7月1日前に建造された船舶

総トン数		0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	2012年7月1日以降の最初の検査時			
	旅客船以外	20トン	2014年7月1日以降の最初の検査時	2013年7月1日以降の最初の検査時	
国際航海に従事しない船舶	旅客船	2012年7月1日以降の最初の検査時			
	旅客船以外		2014年7月1日以降の最初の検査時	2013年7月1日以降の最初の検査時	

(注)二時間限定沿海船等を除く。

○搭載する装置の種類

(性能要件が SOLAS 条約で定めた要件を全て満足する装置を第一種 BNWAS、第一種 BNWAS に比べ性能要件を緩和した装置を第二種 BNWAS と定める。)

新造船：2011年7月1日以降に建造された船舶

総トン数		0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	第2種BNWAS		第1種BNWAS	
	旅客船以外	20トン		第1種BNWAS	
国際航海に従事しない船舶	旅客船	第2種BNWAS		第1種BNWAS	
	旅客船以外	第2種BNWAS		第1種BNWAS	
漁船(自ら漁ろうに従事する船舶に限る)		第2種BNWAS			

現存船【Case.1】：2011年7月1日前に建造された船舶であって、2011年7月1日以降にBNWASを搭載する場合

総トン数		0トン	150トン	500トン	3000トン
国際航海に従事する船舶	旅客船	第2種BNWAS		第1種BNWAS	
	旅客船以外	20トン		第1種BNWAS	
国際航海に従事しない船舶	旅客船	第2種BNWAS		第1種BNWAS	
	旅客船以外	第2種BNWAS		第1種BNWAS	
漁船(自ら漁ろうに従事する船舶に限る)		第2種BNWAS			

現存船【Case.2】：2011年7月1日前に建造された船舶であって、2011年7月1日前にBNWASを搭載する場合

総トン数		0トン	150トン	500トン	3000トン	
国際航海に従事する船舶	旅客船	第2種BNWAS (又は、管海官庁が適当と認めるもの)				
	旅客船以外					20トン
国際航海に従事しない船舶	旅客船					
	旅客船以外					
漁船(自ら漁ろうに従事する船舶に限る)		第2種BNWAS				

条約上、適用の要件を緩和できる船舶